

名古屋市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和 8年 4月28日

名古屋市長 広 沢 一 郎

名古屋市規則第91号

名古屋市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則の一部を改正する規則

名古屋市医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行細則（平成 9年名古屋市規則第58号）の一部を次のように改正する。

第 4条第 8号中「第14条第15項」を「第14条第13項」に改める。

第 6号様式中「第14条^{第 1項}第15項」を「第14条^{第 1項}第13項」に改める。

附 則

この規則は、令和 8年 5月 1日から施行する。